

経営革新計画の手引き

令和7年12月

広島県商工労働局

経営革新課

お問い合わせ先・申請先

広島県 商工労働局 経営革新課 経営支援グループ

担当地域：県内全域

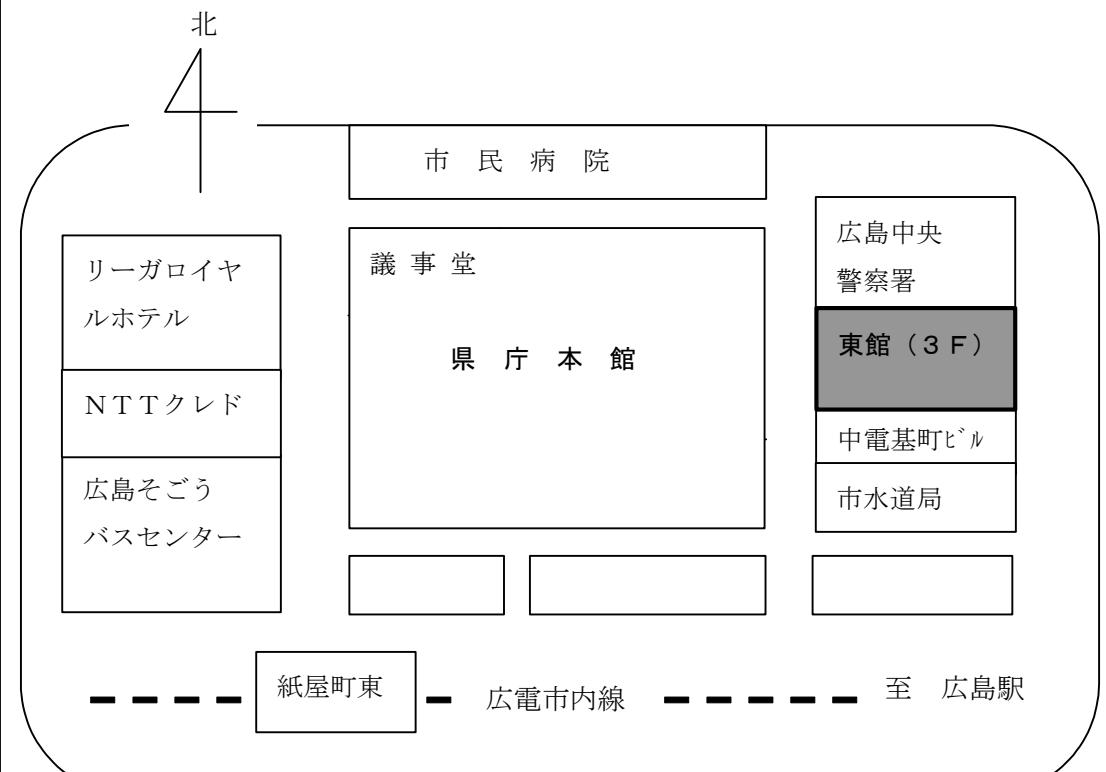
住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号（県庁東館3F）

電 話：082-513-3370（または3371）（ダイヤルイン）

E-mail: syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>

〔トップページ→「組織でさがす」→「商工労働局」→「経営革新課」
→「関連情報 申請・手続」→「経営革新支援事業の概要（経営革新計画について）」〕



目 次

制度概要

| | | |
|---------------|-------|---|
| 1 経営革新支援事業の概要 | | 1 |
| 2 申請・承認手続き | | 3 |
| 3 経営革新計画の内容 | | 5 |
| 4 計画変更・届出 | | 8 |

支援策

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| ○ 支援策の概要 | | 9 |
| ○ (参考) その他の支援策の概要 | | 18 |
| ○ (参考) 経営革新計画作成にあたっての相談窓口 | | 32 |
| ○ (参考) 経営革新計画作成にあたって有益な制度 | | 32 |
| ○ お問い合わせ先一覧 | | 33 |
| ○ 支援機関の連絡先 | | 34 |

申請書

| | | |
|-------------------|-------|----|
| ○ 申請書記載要領 | | 36 |
| ○ 申請書記載事例 | | 37 |
| ○ 事業報告（営業報告書）記載事例 | | 49 |
| ○ 変更承認申請書記載事例 | | 50 |
| ○ 変更届出書記載事例 | | 52 |

1. 経営革新支援事業の概要

事業の目的、特徴

○事業の目的

経営革新支援事業は、経済的環境の変化に即応して特定事業者（※）が行う経営革新を支援するための措置を講ずることにより、特定事業者の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

＜根拠法令＞ 「中小企業等経営強化法」(平成 11 年 3 月 31 日号外法律第 18 号)
(以下「法律」という)

※特定事業者とは、常時使用する従業員の数が 500 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。

○事業の特徴

(1) 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする特定事業者の経営革新(新たな取組みによる経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

(2) 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある特定事業者の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、異業種交流グループ等、多様な形態による取組みも支援します。

(3) 経営目標の設定

特定事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

事業の適用範囲

この支援事業の適用を受けるのは、次に掲げる特定事業者です。

【特定事業者として法律の対象となる会社及び個人の基準】

| | 従業員基準 (常時使用する従業員の数) |
|-------------------------|------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外） | 500 人以下 |
| 卸売業 | 400 人以下 |
| サービス業（下記以外） | 300 人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業 | 500 人以下 |
| 小売業 | 300 人以下 |

* 常時使用する従業員には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

* 個人事業主も対象となります。

* 組合は事業協同組合など、法律等で指定された組合のみ申請可能です。

支援策のメニュー

上記の特定事業者が「経営革新計画」を作成し、県知事等に提出した後、承認を受けた場合には、計画期間中に次の支援措置を利用することが可能となります。

(詳細は9頁以降をご参照ください)

- 1 県費預託融資制度（民間金融機関を通じた低利融資）
- 2 信用保証協会による信用保証の特例
- 3 政府系金融機関による低利融資制度
- 4 高度化融資制度
- 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 8 新事業分野開拓事業者の認定制度

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等に申込み、当該機関等における審査が別に必要となります。

（参考）その他の支援策

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 小規模事業者持続化補助金 | 10 IT 経営サポートセンター |
| 2 広島県よろず支援拠点 | 11 カーボンニュートラル支援 |
| 3 専門家によるチーム型支援 | 12 イノベーション人材等育成事業補助金 |
| 4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業 | 13 広島県未来チャレンジ資金 |
| 5 中小企業成長プラン策定支援事業 | |
| 6 ものづくり補助金 | |
| 7 事業承継・M&A 補助金 | |
| 8 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech | |
| 9 ハンズオン支援事業（テストマーケティング） | |

フォローアップ事業

1 フォローアップ調査

計画が承認された後、承認した機関は、承認された計画に対して進捗状況に関する調査（フォローアップ調査）を行います。

計画が承認された事業者においては、本調査に対応してください。

なお、本調査は、国や県が本法に関する支援策を検討する上で、重要な参考となります。

2 フォローアップ支援

県の承認を受け、経営革新計画に取り組んでいる特定事業者が抱える問題に対して、県職員が地域中小企業支援センター等と連携して経営に関する助言を行うなど、目標達成のための側面的な支援を行います。

2. 申請・承認手続き

1 県等への問い合わせ・相談

対象者の要件、革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等について、まずは、問い合わせ・相談してください。



2 必要書類の準備、作成

申請者においては、実施主体を決定した上で、経営革新に関する計画を策定し、申請書を完成させる必要があります。

(1) 記載要領、記載事例を確認してください。(詳細は35頁以降をご参照ください。)

(2) 確認後、経営革新計画を策定の上、承認申請書へ記載してください。

様式は、県のホームページからダウンロードが可能です。

【<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>】「組織でさがす」→「商工労働局」→「経営革新課」
→「関連情報 申請・手続」→「経営革新支援事業の概要（経営革新計画について）」

【提出書類】

[申請書]

- ・様式第1、別表1～7の正本を1通

[添付書類]

●株式会社、有限会社等の法人の場合

- ・法人登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書、発行日から3か月以内）
- ・定款の写し（最終項の余白に、「原本のとおり相違ありません。」記入年月日・登記簿上の住所・企業名・代表取締役〇〇〇〇」と記入
- ・最近2期間の事業報告（営業報告書）
- ・最近2期間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、当期製品製造原価）各1部

●個人事業主の場合

- ・最近2期間の税務申告書 各1部
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内、本人・現住所のみ）
- ・最近2期間の事業報告（営業報告書）

●海外展開支援を受ける場合

- ・海外子会社等の株主一覧及び役員一覧

信用保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して当該関係機関に連絡をとることが必要です。



3 県等への申請書の提出 一県は毎月末が締切りー

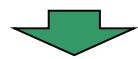
申請書提出先は、申請者の形態により異なります。

申請者が単独の場合は、登記上の本店所在地の都道府県が提出先です。

《申請書提出先》

| 申請者 | 本店所在地 | 事業場所 | 相談先(申請先) | 分類 |
|--|--|----------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 1社単独 | 広島県 | 広島県又は他県 | 広島県 | 県承認案件 |
| 複数社共同 (代表1社) A社(代表者) B社 C社 | 広島県(代表A社の本店が存在) | 広島県又は他県 | 広島県 | 県承認案件 |
| 複数社共同 (代表3社) A社(代表者) B社(代表者) C社(代表者) D社 E社 | 広島県(代表A、B、C社の本店) 広島県(代表A社の本店)、岡山県(代表B社の本店)、山口県(代表C社の本店) | 広島県又は他県 広島県、岡山県、山口県又は他県 | 広島県 国(中国経済産業局) | 県承認案件 国承認案件 (地方支分部局承認案件) |

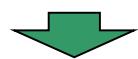
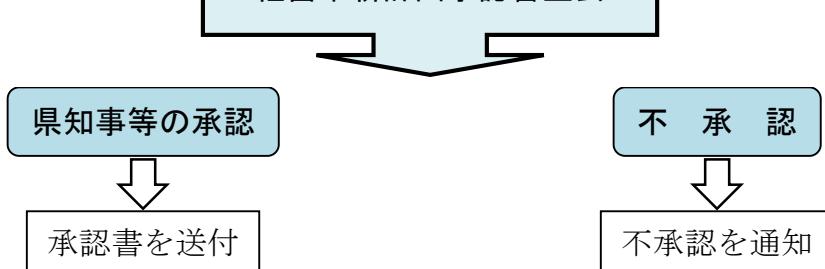
申請後、代表者等に県(国)の担当者が計画内容についてヒアリングを行います。



4 承認審査 一原則、県は申請を受けた月の翌月末までに結果を通知ー

県では、毎月「経営革新計画承認審査会」を開催し、申請された計画内容(前月受付分)について、承認すべきか否かを判断します。

経営革新計画承認審査会



5 関係機関に支援策の申請

承認された事業者等は、利用を希望する支援策がある場合には、当該関係機関に対して支援措置の申請を行います。

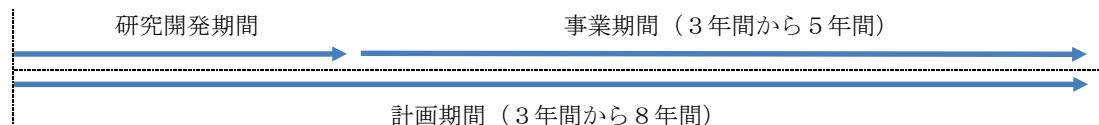
3. 経営革新計画の内容

計画期間

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は、事業期間と研究開発期間の合計です。研究開発期間の有無により、計画期間が異なります。

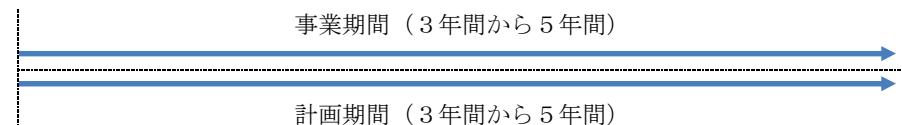
(1) 研究開発期間がある場合

- ・計画期間は、3年間から8年間の期間とする。
- ・事業期間は、3年間から5年間の期間とする。



(2) 研究開発期間がない場合

- ・計画期間及び事業期間は、3年間から5年間の期間とする。



研究開発期間

技術に関する研究開発を実施する期間です。新たな取組「⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用」に該当する場合、研究開発期間が必要になります。

事業期間

計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間です。

指標の向上を求める事業期間は、**3年間から5年間**です。

なお、研究開発期間が無い場合、可能な限り**4年以上の事業期間**としてください。

計画内容

(1) 承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、次の6種類に分類されます。

<新たな取組み>

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥ その他の新たな事業活動

(2) このような「新たな取組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取組み」とは、特定事業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、

- ① 業種毎に同業の特定事業者の当該技術等の導入状況
- ② 地域性の高いものについては同一地域における同業他社における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

(3) 設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組みも承認対象とします。

(4) 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象とします。

(5) 承認にあたっては、県等が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断することとなります。

ただし、経営革新計画の事業内容によっては、公的な支援を行うことが適当でないと認められる業種等については、承認しません。

☞経営革新計画作成のポイント

- ・経営資源は、「ヒト」「カネ」「モノ」等に分類されます。計画を作成する前に経営資源の現状を把握し、その活用方法について計画に具体的に記載することが重要です。
- ・社会が大きく変化する中で、特に希少財となるのは「ヒト」=人材です。経営革新計画を作成する上で、人材育成の観点も取り入れるとより具体的で、実効性のある計画となります。

【計画作成のイメージ】

- ①現状を把握する・適正な人材がそろっているか
 - ・従業員の質（資格・能力・経験等）は良好か
 - ・組織としてうまく機能しているかなど
- ②経営革新計画に則った人材育成方針・計画・目標などを設定
- ③経営革新計画達成に必要な能力が向上し、計画達成に近づく

承認の対象となる経営目標

経営革新計画として承認されるためには、次の(1)(2)の2つの指標について目標伸び率が基準以上である必要があります。なお、計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。

(1) 付加価値額または一人当たりの付加価値額

目標伸び率 事業期間が5年間の場合、15%以上（計画開始から終了までの伸び率）

4年間の場合、12%以上（計画開始から終了までの伸び率）

3年間の場合、9%以上（計画開始から終了までの伸び率）

$$\text{① 付 加 価 値 額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

または

$$\text{② 一人当たりの付加価値額} = \text{付加価値額} / \text{従業員数}$$

※①②のどちらか一方のみで基準に該当します。

(2) 給与支給総額

目標伸び率 事業期間が5年間の場合、7.5%以上（計画開始から終了までの伸び率）

4年間の場合、6.0%以上（計画開始から終了までの伸び率）

3年間の場合、4.5%以上（計画開始から終了までの伸び率）

$$\text{給与支給総額} = \text{役員報酬} + \text{給料} + \text{賃金} + \text{賞与} + \text{各種手当}$$

※各種手当とは、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職金など）及び福利厚生費は含みません。

※付加価値や給与支給総額の計算方法は、35頁の記載要領をご参照ください（決算書の数値と異なります）。

※グループによる申請については、承認の判断にあたって、

① グループ全体としての付加価値額（給与支給総額）又は1人当たりの付加価値額

② グループ参加者個々の付加価値額（給与支給総額）又は1人当たりの付加価値額のいずれでも用いることができます。

<その他留意事項>

上記(1)(2)の基準と合わせて、次の点にもご留意ください。

- ・原則、申請時点で債務超過の場合は、計画最終年度で債務超過を解消する計画としてください。

4. 計画変更・届出

承認された経営革新計画を実施する上で、次に示されるような変更が生じた場合には、「**計画の変更に係る承認申請**」が必要となります。変更に係る承認申請についても、新規の計画承認申請と同様の審査手続、スケジュールとなります。

また、変更承認申請に該当しないような変更の場合は、「**変更の届出**」が必要となります。なお、承認経営革新計画を変更した場合における事業の計画期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて**5年以内**です。

1 変更申請が必要な場合

- ①経営革新計画の目標が変更になる場合
- ②経営革新の内容の変更及び計画期間の延長の場合
- ③経営革新を実施するための必要な資金の額及び設備内容が変更になる場合

ただし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種及び台数の変更、単価の変更等による設備資金及び運転資金それぞれの総額の20%以内の増加、計画期間内における実施時期の変更など、計画の趣旨を変えないような軽微な変更は承認申請を要しません。

【申請書類関係】

[申請書]

- ・様式第2、別表8の正本を1通

[添付書類]

- ・法人登記事項証明書の写し（発行日から3か月以内）（変更があった場合）
- ・定款の写し（変更があった場合）
最終項の余白に「「原本のとおり相違ありません。」記入年月日・登記簿上の
住所・企業名・代表取締役〇〇〇〇」と記入
- ・事業報告（営業報告書）
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、当期製品製造原価）
- ・必要に応じ、承認経営革新計画の別表1～7の訂正版

2 変更届出が必要な場合

- ・申請者の住所、名称及び代表者並びに電話番号等の変更
- ・申請者の業務形態及び商号の変更
- ・上記以外で県が必要と認める変更

提出書類は、申請書（様式第3）、別表8及び必要に応じ添付書類（記載事項証明書、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し等（発行日から3か月以内））

支 援 策 の 概 要

申請した「経営革新計画」が承認された場合は、計画期間中、次の支援措置を利用することが可能となります。

- 1 県費預託融資制度（民間金融機関を通じた低利融資）
- 2 信用保証協会による信用保証の特例
- 3 政府系金融機関による低利融資制度
- 4 高度化融資制度
- 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 8 新事業分野開拓事業者の認定制度

注 意

計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別に必要となります。

申請者は、計画の申請と同時に、希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

1 県費預託融資制度

支援策

| 事業活動支援資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---|-------------------------|------|--|------|------|----------|------|-----------------------------|-------------------------|------|-----------------------------|-------------------------|------|-------|--|---------------|
| 対象者 | 経営革新計画の承認を受けた特定事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <p>本融資制度は、県内の中小企業者等が必要とする資金を円滑に供給するため、県が資金の一部を金融機関へ預託し、金融機関の協調を得て行う低利の融資制度です。</p> <p>経営革新計画の承認を受けて行う事業は次のものが対象です。</p> <p>産業支援融資（事業活動支援資金）</p> <ul style="list-style-type: none">・貸出利率：固定金利 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">融資対象</th><th rowspan="2">融資期間</th><th colspan="2">固定金利</th></tr><tr><th>保証付き</th><th>保証なし</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">事業活動支援資金</td><td>運転資金</td><td>3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内</td><td>1. 1% 1. 3% 1. 5%</td></tr><tr><td rowspan="4">設備資金</td><td>3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内</td><td>0. 8% 1. 0% 1. 2%</td></tr><tr><td>10年超</td><td>1. 4%</td></tr><tr><td></td><td>左記に +0. 3%</td></tr></tbody></table> <p>※表示している貸出利率は令和7年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変動することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・融資限度額：2億円（ただし運転資金は6,000万円まで）・融資期間：運転10年（据置3年）、設備15年（据置3年） ただし、運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用します。・保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（原則として保証付） <p>※詳しくは広島県ホームページ (https://www.pref.hiroshima.lg.jp) 「組織でさがす」→「商工労働局」→「経営革新課」→「制度融資」 →「事業活動支援資金」をご覧ください。</p> | 融資対象 | 融資期間 | 固定金利 | | 保証付き | 保証なし | 事業活動支援資金 | 運転資金 | 3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内 | 1. 1% 1. 3% 1. 5% | 設備資金 | 3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内 | 0. 8% 1. 0% 1. 2% | 10年超 | 1. 4% | | 左記に +0. 3% |
| 融資対象 | 融資期間 | | | 固定金利 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 保証付き | 保証なし | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業活動支援資金 | 運転資金 | 3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内 | 1. 1% 1. 3% 1. 5% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設備資金 | 3年以内 3年超5年以内 5年超10年以内 | 0. 8% 1. 0% 1. 2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10年超 | 1. 4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 左記に +0. 3% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | 融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に金融機関、信用保証付の場合は信用保証協会の審査を受ける必要があります。なお、経営革新計画の承認は、融資を保証するものではありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | 広島県 経営革新課 金融企画グループ TEL: 082-513-3321 金融機関（商工組合中央金庫、地方銀行、信用金庫、信用組合等） | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 信用保証協会による信用保証の特例

支援策

| 中小企業信用保険法の特例 (経営革新関連保証) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---------------|--------------------------------|--|--|----|----|------|------------|-------|-------|------|----|-------|-------|-------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|-----------|------|--------------------------|----|---------------|--------------------------------|--|----|---------------|--|
| 対象者 | 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <p>(1) 普通保証等の別枠設定 承認経営革新事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>通常</th><th>別枠</th><th>保証料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保証 企業</td><td>2億円以内</td><td>2億円以内</td><td rowspan="2">0.7%</td></tr> <tr> <td>組合</td><td>4億円以内</td><td>4億円以内</td></tr> <tr> <td>無担保保証</td><td>8,000万円以内</td><td>8,000万円以内</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>無担保無保証人保証</td><td>2,000万円以内</td><td>2,000万円以内</td><td>0.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 新事業開拓保証及び海外投資関係保証の限度額引き上げ 経営革新のための事業を行うために必要な資金に係るものうち、新事業開拓保証の対象となるもの及び海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新事業開拓保証 ・ 海外投資関係保証</th><th>企業</th><th>2億円以内 → 3億円以内</th><th>保証料率 有担保 1.25% 無担保 1.35%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>組合</td><td>4億円以内 → 6億円以内</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。</p> | | | | | 通常 | 別枠 | 保証料率 | 普通保証 企業 | 2億円以内 | 2億円以内 | 0.7% | 組合 | 4億円以内 | 4億円以内 | 無担保保証 | 8,000万円以内 | 8,000万円以内 | 0.7% | 無担保無保証人保証 | 2,000万円以内 | 2,000万円以内 | 0.6% | 新事業開拓保証 ・ 海外投資関係保証 | 企業 | 2億円以内 → 3億円以内 | 保証料率 有担保 1.25% 無担保 1.35% | | 組合 | 4億円以内 → 6億円以内 | |
| | 通常 | 別枠 | 保証料率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通保証 企業 | 2億円以内 | 2億円以内 | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組合 | 4億円以内 | 4億円以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無担保保証 | 8,000万円以内 | 8,000万円以内 | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無担保無保証人保証 | 2,000万円以内 | 2,000万円以内 | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新事業開拓保証 ・ 海外投資関係保証 | 企業 | 2億円以内 → 3億円以内 | 保証料率 有担保 1.25% 無担保 1.35% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 組合 | 4億円以内 → 6億円以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考 | <p>(信用保険制度の概要) 信用保険制度とは、中小企業の方が、市中金融機関からの資金借入の際に信用保証協会の保証を利用するに当たり、一定の条件を満たした場合に、信用保証協会と(株)日本政策金融公庫において包括的に保険が成立する制度です。この保険制度の下で、信用保証協会は中小企業の方が市中金融機関からの資金の借入を行う際に債務保証を行い、融資を受けやすくなります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p>本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認の他に金融機関、信用保証協会の審査を受ける必要があります。 経営革新計画の承認を受けて、本制度を利用する予定の方は、申請前に金融機関又は信用保証協会にご相談下さい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | 広島県信用保証協会 TEL : 082-228-5501 ほか (本所 保証部、呉支所、福山支所、備北支所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 政府系金融機関による低利融資制度

支援策

| 新事業活動促進資金＜経営革新関連＞ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--|--------|--------|------|--|--|-------|-------------|--------------------------------|------|--|--|-----|--|---|
| 対象者 | 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <p>本貸付制度は、経営革新計画に基づく事業に必要な設備資金、(長期)運転資金について下記の要件に従って融資を行う制度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>中小企業事業</th><th>国民生活事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付利率</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 特別利率②：5.4億円を限度 (土地に係る資金を除く。) ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 特別利率B (土地に係る資金を除く。) ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 </td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>直接貸付 14.4億円</td><td>長期資金 7.2千万円 (うち運転資金 4.8千万円)</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td> <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> </td><td> <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> </td><td> <p>担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。</p> </td></tr> </tbody> </table> | | 中小企業事業 | 国民生活事業 | 貸付利率 | <ul style="list-style-type: none"> 特別利率②：5.4億円を限度 (土地に係る資金を除く。) ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。 | <ul style="list-style-type: none"> 特別利率B (土地に係る資金を除く。) ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 | 貸付限度額 | 直接貸付 14.4億円 | 長期資金 7.2千万円 (うち運転資金 4.8千万円) | 融資期間 | <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> | <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> | その他 | <p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> | <p>担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。</p> |
| | 中小企業事業 | 国民生活事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付利率 | <ul style="list-style-type: none"> 特別利率②：5.4億円を限度 (土地に係る資金を除く。) ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。 | <ul style="list-style-type: none"> 特別利率B (土地に係る資金を除く。) ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 直接貸付 14.4億円 | 長期資金 7.2千万円 (うち運転資金 4.8千万円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資期間 | <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> | <p>設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> | <p>担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p>貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に(株)日本政策金融公庫の金融審査を受けることが必要です。なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。金利水準は金融情勢により改定されることがあります。</p> <p>詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | <p>(株)日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp (株)日本政策金融公庫広島支店中小企業事業 TEL：082-247-9151 (株)日本政策金融公庫広島支店国民生活事業 TEL：0570-077861</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

4 高度化融資制度

支援策

| 高度化融資事業 | |
|---------|--|
| 対象者 | 経営革新計画に基づき高度化事業を実施する組合等 |
| 支援内容 | <p>中小企業組合等が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業を融資の対象とします。なお、計画承認を受けた4人以上のグループが経営革新計画に基づく事業を行う場合には、組合同様対象とします。</p> <p>(1) 工場・店舗等の集団化事業を行う「集団化」 (2) 工場・店舗等の集約化形態である「施設集約化」 (3) 施設の共同利用形態である「共同施設」 (4) 組合員に対する設備のリース形態である「設備リース」 (5) 合併・出資会社の設立により事業の集約化等を行う「企業合同」</p> <p>・金利 : 0.2%又は無利子 ・償還期限 : 20年以内であって、県が適当と認める期限 ・据置期間 : 3年内 ・融資割合 : 90%以内 ・金融機関保証 : 必要 ※このため保証料がかかります</p> |
| 備考 | 高度化融資を利用する場合には、経営革新計画の承認の他に県担当部局等が実施する診断・助言を受けることが必要です。 |
| お問い合わせ先 | 広島県 経営革新課 貸付管理グループ TEL : 082-513-3323 |

5 食品等持続的供給推進機構による債務保証

支援策

| 公益財団法人食品等持続的供給推進機構 | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------|-------|------|-------------------|------|---|------|---|
| 対象者 | 経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する特定事業者 | | | | | | | | |
| 支援内容 | <p>食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等持続的供給推進機構による債務保証を受けられます。</p> <table border="1"><tr><td>保証限度額</td><td>4億円以下</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>食品等持続的供給推進機構所定の料率</td></tr><tr><td>対象資金</td><td>対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）</td></tr><tr><td>保証期間</td><td>運転資金 5年以内（うち据置期間は 1年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間は 3年以内）</td></tr></table> | 保証限度額 | 4億円以下 | 保証料率 | 食品等持続的供給推進機構所定の料率 | 対象資金 | 対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等） | 保証期間 | 運転資金 5年以内（うち据置期間は 1年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間は 3年以内） |
| 保証限度額 | 4億円以下 | | | | | | | | |
| 保証料率 | 食品等持続的供給推進機構所定の料率 | | | | | | | | |
| 対象資金 | 対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等） | | | | | | | | |
| 保証期間 | 運転資金 5年以内（うち据置期間は 1年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間は 3年以内） | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | (公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部 TEL : 03-5809-2176 | | | | | | | | |

6 中小企業投資育成株式会社法の特例

支援策

| 中小企業投資育成株式会社法の特例 | |
|------------------|---|
| 対象者 | (1) 「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者のうち資本金が3億円を超える株式会社 (2) 「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者によって設立される株式会社であって資本金が3億円を超えるもの |
| 支援内容 | 承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても投資対象となります。 (1) 投資事業 ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け事業 ② 増資新株の引受け事業 ③ 新株予約権の引受け事業 ④ 新株予約権付社債等の引受け事業 (2) 育成事業（コンサルテーション事業） 投資育成会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している投資先企業からの依頼に応じ、信頼できるパートナーとして、各種個別相談に応じます。 |
| 参考 | (中小企業投資育成制度の概要) 投資育成会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法第101号）に基づき設立された政策実施機関です。（原則として、資本金の額が3億円以下の株式会社を対象） |
| お問い合わせ先 | 大阪中小企業投資育成(株) 業務第3部 TEL: 06-6459-1700 |

7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

支援策

| 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置 | |
|---------------------|---|
| 対象者 | 経営革新計画の承認を受け、海外展開に取り組む中小企業 |
| 支援内容 | <p>(1) 現地子会社の資金調達支援</p> <p>日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。</p> <p>(2) 海外展開のための国内における資金調達支援</p> <p>中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。</p> <p>具体的な内容については、それぞれの機関にお問合せください。</p> <p>（株）日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp 広島県信用保証協会 https://www.hiroshima-shinpo.or.jp</p> |
| お問い合わせ先 | 日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業 TEL:082-247-9151 広島県信用保証協会 TEL:082-228-5500 |

8 新事業分野開拓事業者の認定制度

支援策

新事業分野開拓事業者の認定制度

| | |
|---------|--|
| 対象 | <p>対象となる新商品又は新サービス（新商品等）</p> <ul style="list-style-type: none">・県の機関が調達している品目又は県の機関における使途が見込まれるもの・開発してから概ね7年以内のもの <p>対象者</p> <p>県内に主たる事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する新商品を生産又は新サービスを提供する者</p> <ol style="list-style-type: none">① 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等② 開発に関し県の補助金を受けているなど、①の規定に準ずる事業計画を有する新商品等 |
| 支援内容 | <p>中小企業者が生産又は提供する新商品等の調達機会拡大、また新商品等の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るために、新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者の認定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・認定を受けた商品又はサービスは、県の機関が契約する際、随意契約を行うことができます。・認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページで広く公表します。・認定の有効期間は、認定日から令和9年3月31日まで（ただし、当該期間内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで。） <p>なお、認定を受けた商品又はサービスは、必ず県の機関が契約するというものではありません。また、その商品又はサービスの全般的な品質を保証するものでもありません。予めご了承ください。</p> <p>申請期間 随時受付しています。</p> <p>※詳しくは広島県ホームページ (https://www.pref.hiroshima.lg.jp) 「組織でさがす」→「商工労働局」→「中小企業支援課」→「広島県新事業分野開拓事業者認定制度」をご覧ください。</p> |
| 備考 | この制度を利用する場合は、経営革新計画等の承認の他、県に対して、申請及び審査を受け、認定されることが必要となります。 |
| お問い合わせ先 | 広島県 中小企業支援課 支援推進グループ TEL : 082-513-3355 |

(参考) その他の支援策の概要

計画承認が要件ではありませんが、「経営革新計画」が承認された多くの特定事業者が、計画実施のため次の支援措置を利用されています。

- 1 小規模事業者持続化補助金
- 2 広島県よろず支援拠点
- 3 専門家によるチーム型支援
- 4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業
- 5 中小企業成長プラン策定支援事業
- 6 ものづくり補助金
- 7 事業承継・M&A 補助金
- 8 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech
- 9 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）
- 10 IT 経営サポートセンター
- 11 カーボンニュートラル支援
- 12 イノベーション人材等育成事業補助金
- 13 広島県未来チャレンジ資金

1 小規模事業者持続化補助金

参 考

小規模事業者持続化補助金

| 対象者 | 小規模事業者 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者であること。また、一定の要件を満たした特定非営利活動法人も対象となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---------|-----|-----|-----|----------------|-----|-------|------|-------|---------|---------|---------|---------|----------|---|--------------------|----------|---|
| 支援内容 | <p>◆対象となる事業 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。</p> <p>◆補助対象経費</p> <p>1. 機械装置等費、2. 広報費、3. ウェブサイト関連費、 4. 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、 5. 旅費、6. 新商品開発費、7. 借料、8. 委託費・外注費</p> <p>◆補助率・補助額</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>一般型</th><th>創業型</th></tr></thead><tbody><tr><td>補助率</td><td>2/3 (一部3/4)</td><td>2/3</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>50万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>インボイス特例</td><td>50万円上乗せ</td><td>50万円上乗せ</td></tr><tr><td>賃金引上げ特例</td><td>150万円上乗せ</td><td>—</td></tr><tr><td>上記の特例の要件をともに満たす事業者</td><td>200万円上乗せ</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>※経営計画に基づいて実施する補助事業終了時までに要件を満たさなかった場合は、採択されても補助金の交付が行われないものもありますので、ご注意ください。</p> | | 一般型 | 創業型 | 補助率 | 2/3 (一部3/4) | 2/3 | 補助上限額 | 50万円 | 200万円 | インボイス特例 | 50万円上乗せ | 50万円上乗せ | 賃金引上げ特例 | 150万円上乗せ | — | 上記の特例の要件をともに満たす事業者 | 200万円上乗せ | — |
| | 一般型 | 創業型 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 2/3 (一部3/4) | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助上限額 | 50万円 | 200万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インボイス特例 | 50万円上乗せ | 50万円上乗せ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃金引上げ特例 | 150万円上乗せ | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の特例の要件をともに満たす事業者 | 200万円上乗せ | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 応募期間があるので注意してください。なお、管轄地域（商工会地域、商工会議所地域）によって提出先が異なります。 本制度を利用する場合には、応募のうえ採択されることが必要です。 また、経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | 各商工会及び広島県商工会連合会、各商工会議所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 広島県よろず支援拠点

参 考

広島県よろず支援拠点

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 中小企業・小規模事業者 |
| 支援内容 | <p>◆広島県よろず支援拠点とは 「広島県よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応いたしますので、お気軽にご相談ください！ 独立行政法人中小企業基盤整備機構も「よろず支援拠点全国本部」として、全国47都道府県の各よろず支援拠点をバックアップしています。</p> <p>◆よろず支援拠点で行う相談対応 よろず支援拠点では、コーディネーターを中心とする専門スタッフで、中小企業・小規模事業者の相談を受け付け、適切な解決方法を提案します（相談無料、相談回数制限無し）。</p> <p>◆ポイント 【経営革新の支援】 解決が困難な売上拡大等の経営相談に対応します。 【経営改善の支援】 解決が困難な資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に対応します。 【ワンストップサービス】 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。</p> |
| お問い合わせ先 | (公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター 広島県よろず支援拠点 TEL: 082-240-7706 |

3 専門家によるチーム型支援

参 考

専門家によるチーム型支援(成長意欲のある中小企業のための伴走型支援)

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 中小企業者等 |
| 支援内容 | <p>新事業展開や経営革新に取り組み、新たな成長を目指す意欲のある中小企業の皆様に対して、マーケティング・セールス・ブランディング、デザイン、知的財産、生産管理等の経営戦略を通じて売上増や雇用増、企業価値向上が図られることを目的にプロフェッショナルの専門家等によりチーム編成を行い、伴走型による集中支援を行います。</p> <p>○こんな方に！！</p> <ul style="list-style-type: none">◆新商品を開発したが、どこに、誰に、どんな方法で売っていけばいいのか？◆今ある商品をもっと売るためにブランド化して、全国や海外のお客様にもっと知ってもらいたい！◆新商品を作ったが、他社や大手に真似されないためにどうしたらいいのか？◆商品をもっと効率良く作りたい、価格を下げる競争力をつけたい！ <p>○申込用件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 広島県内の中小企業であること。(2) 中小企業代表者のほか、開発・営業部署等の専任の担当者も事業に参画できる体制を整えられること。(3) 営業・販売促進費用等の事業を推進する上で、実費相当負担が可能であること。(4) 上記の他、次の事項について、原則、満たしていること。<ul style="list-style-type: none">・新たな市場参入等の成長意欲や原価管理、生産管理等の手法を用いて経営改善等の意欲があること。 |
| お問い合わせ先 | (公財)ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL : 082-207-0563 |

4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業

参 考

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業（助成金）

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者 |
| 支援内容 | <p>◆目的 中小・ベンチャー企業の新たな製品・技術の開発や新たなサービス創出のための研究開発など、成長に向けたチャレンジを資金面（助成金）や専門的アドバイス等により支援し、さらに、国・県・産振構等の事業活用や連携により、中小・ベンチャー企業の成長の加速を支援する。</p> <p>◆支援要件 新たな需要や付加価値の向上が期待できるなど成長性が見込め、助成事業終了後おおむね3年以内の事業化を目指していること。</p> <p>① 新製品・新技術の研究開発 ② 新たなソフトウェアの研究開発 ③ 新たなサービス創出のための研究開発 ④ 異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発</p> <p>◆支援内容・支援規模 ・助成率：2／3以内 ・助成限度額：500万円</p> <p>※ 助成期間中は適宜進捗を報告いただき、終了後には評価委員会にて、成果発表をおこなっていただく予定です。</p> |
| 備考 | 応募期間がありますので、注意してください。 本制度を利用する場合には、審査会の審査を受けることが必要です。 経営革新計画の承認が助成金を保証するものではありません。 |
| お問い合わせ先 | （公財）ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター 開発支援担当 TEL：082-240-7712 |

5 中小企業成長プラン策定支援事業

参 考

| 中小企業成長プラン策定支援事業 | |
|-----------------|--|
| 対象者 | 県内に主たる事務所等を有する中小企業者 |
| 支援内容 | <p>◆目的 独自の技術力やノウハウを有する成長意欲の強い中小企業に対して、自社の強み・弱み等をまとめた『技術・経営力評価報告書』を発行し、現状認識を深め、自社の成長目標達成に向けた優先度が高い課題等への具体策を『成長プラン』として提案し、成長を支援します。</p> <p>◆内容 ・『技術・経営力評価報告書』、『成長プラン』の発行・支援 『技術・経営力評価報告書』…ビジネスモデル、市場性、実現性、経営力について全10項目で現状を深掘りします。 『成長プラン』…自社の成長目標達成に向けた、優先度が高い課題等への具体策やその見通しを提案します。 ①課題の優先付け ②課題解決や強みを伸ばすための具体的な取組方法 ③取り組んだ場合の数値シミュレーション（売上等の経営数値見通し） ・『技術・経営力評価報告書』、『成長プラン』の発行後に、担当専門家より直接フィードバックを行い、また課題解決に向けた実行時に支援を希望される場合は、他支援メニュー等への橋渡しを行います。</p> <p>◆対象 ・広島県内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小企業者 ・経営の改善・強化や今後の成長を目指す企業、新たな取組を始めたい企業</p> <p>◆こんなにあなたにオススメ！ ・自社の成長目標へ向け、経営の改善・強化を目指したい！ ・将来ビジョン・目標と現状のギャップを埋めたい！ ・経営計画や事業計画の見直しをしたい、作成の参考にしたい！ ・経営の方向性を見極めたい！自社の強みを伸ばしたい！ ・自社の課題に取り組みたいが、何から取り組んだら良いか分からない！</p> <p>◆発行手数料 5万円（消費税込、企業負担額）</p> <p>◆優遇制度 本制度を利用し評価報告書の発行を受けた事業者は、県費預託融資制度（事業活動支援資金）の対象となります。</p> |
| お問い合わせ先 | (公財)ひろしま産業振興機構 企業支援統括グループ TEL : 082-207-0563 FAX : 082-242-7709 |

6 ものづくり補助金

参考

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

| 対象者 | 日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|------------------------------------|----------------|--------|--|--|--|---|---|----|----------------|-------------------|----------------|--|---|--------|---|--|-----------|-------------------|----------------|--|---|--|--------|--|--|-----|------------|--|--|--|--|----|---|--|---------|---|--|
| 支援内容 | <p>◆事業概要 ※19次締切の内容です。最新の情報は随時、ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」に掲載されます。</p> <p>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備・投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。</p> <p>革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援する「製品・サービス高付加価値化枠」、海外事業(海外への直接投資に関する事業、海外市場開拓(輸出)に関する事業、インバウンド対応に関する事業、海外企業との共同で行う事業)を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援する「グローバル枠」を設けています。</p> <p>◆支援内容・支援規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th colspan="2">令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本要件</td> <td colspan="2"> 以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金±30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 </td></tr> <tr> <td>支援内容</td> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助上限額</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円)</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2"> 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 </td></tr> <tr> <td>補助率(特例措置)</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること </td></tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="2"> <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 </td></tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">収益納付は求めない。</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2"> <p>◆設備投資：単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要</p> <p>※1 小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主を言います。小規模企業者・小規模事業者は補助率が2/3ですが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率1/2となります。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日(補助事業完了日をいう。)までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合も同様です。</p> <p>※2 大幅な賞上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>※3 所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>詳細は、下記ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」をご確認ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</p> </td></tr> <tr> <td>備考</td><td colspan="2"> ※本補助金は電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ※経営革新計画の承認が審査の加点となりますが補助金の採択を保証するものではありません。 </td></tr> <tr> <td>お問い合わせ先</td><td colspan="2"> ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間: 10:00~17:00(土日祝日、12/29~1/3を除く) 電話番号: 050-3821-7013 </td></tr> </tbody></table> | 予算額 | 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数 | | 基本要件 | 以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金±30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 | | 支援内容 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助上限額</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円)</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2"> 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 </td></tr> <tr> <td>補助率(特例措置)</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること </td></tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="2"> <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 </td></tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">収益納付は求めない。</td></tr> </tbody> </table> | | 概要 | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | 補助上限額 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円) | 海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円) | (特例措置) | 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | 補助率(特例措置) | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | | 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | | 補助対象経費 | <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | | その他 | 収益納付は求めない。 | | | <p>◆設備投資：単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要</p> <p>※1 小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主を言います。小規模企業者・小規模事業者は補助率が2/3ですが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率1/2となります。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日(補助事業完了日をいう。)までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合も同様です。</p> <p>※2 大幅な賞上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>※3 所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>詳細は、下記ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」をご確認ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</p> | | 備考 | ※本補助金は電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ※経営革新計画の承認が審査の加点となりますが補助金の採択を保証するものではありません。 | | お問い合わせ先 | ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間: 10:00~17:00(土日祝日、12/29~1/3を除く) 電話番号: 050-3821-7013 | |
| 予算額 | 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本要件 | 以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金±30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要</th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助上限額</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円)</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2"> 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 </td></tr> <tr> <td>補助率(特例措置)</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること </td></tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="2"> <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 </td></tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">収益納付は求めない。</td></tr> </tbody> </table> | | 概要 | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | 補助上限額 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円) | 海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円) | (特例措置) | 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | 補助率(特例措置) | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | | 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | | 補助対象経費 | <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | | その他 | 収益納付は求めない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助上限額 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 5人以下 750万円(850万円) 6~20人 1,000万円(1,250万円) 21~50人 1,500万円(2,500万円) 51人以上 2,500万円(3,500万円) | 海外事業の実施による国内の生産性向上 3,000万円(3,100~4,000万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | 大幅な賞上げ特例(補助上限額を100~1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 紙と支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率(特例措置) | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | <共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 収益納付は求めない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>◆設備投資：単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要</p> <p>※1 小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主を言います。小規模企業者・小規模事業者は補助率が2/3ですが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率1/2となります。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日(補助事業完了日をいう。)までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合も同様です。</p> <p>※2 大幅な賞上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>※3 所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げます。(ただし、適用不可の場合があります。)</p> <p>詳細は、下記ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」をご確認ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | ※本補助金は電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ※経営革新計画の承認が審査の加点となりますが補助金の採択を保証するものではありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間: 10:00~17:00(土日祝日、12/29~1/3を除く) 電話番号: 050-3821-7013 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

7 事業承継・M&A 補助金

参 考

事業承継・M&A 補助金

| 対象者 | 日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む中小企業者等 | | |
|---|---|--|--|
| 支援内容 | <p>◆目的 事業承継、事業再編及び事業統合を契機とした取り組みを行う中小企業者等に対して、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>◆支援内容・支援規模</p> | | |
| | 事業承継促進枠 | 専門家活用枠 | PMI推進枠 |
| 要件 | 5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者 | 補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者 | M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者 |
| 補助上限 | 800～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ | 買い手支援類型： 600～800万円※¹、 2,000万円※² 売り手支援類型： 600～800万円※¹ ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合 | PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ |
| 補助率 | 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3 | 買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※¹ 売り手支援類型： 1/2・2/3※² ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2：①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合 | PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3 |
| 対象経費 | 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等 | 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料 | 設備費、外注費、委託費等 |
| 詳細は、事業承継・M&A 補助金のウェブサイトをご確認ください。 https://jsh.go.jp/ | | | |
| 備考 | 応募期間がありますので、注意してください。 本制度を利用する場合には、応募の上採択されることが必要です。 経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。 | | |
| お問い合わせ先 | 事業承継・M&A 補助金事務局 TEL：050-3145-3812 | | |

8 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech

参 考

ビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech（ジェグテック）」

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 経営の革新に取り組む中小企業・ベンチャー企業等 |
| 支援内容 | <p>「J-GoodTech（ジェグテック）」とは、日本の中小企業と国内大手企業・海外企業、また国内中小企業同士をつなぐビジネスマッチングサイトです。</p> <p>国内中小企業 28,000 社、大手パートナー企業 1,000 社、海外企業 9,000 社が J-GoodTech メンバーに登録しています。</p> <p>国内外の企業へ情報を発信し、最適なビジネスパートナーを見つけ、製品開発や新規取引に結びつけることができます。</p> <p>国内外での技術連携、生産連携、販売連携など、広く事業展開を目指す事業者様を募集しています。</p> <p>詳しくは、ホームページをご覧ください。</p> <p>https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/</p> <p>◆対象業種： 製造業、建設業、流通業、サービス業（対事業所向けサービス・情報サービス）</p> <p>※一般消費者向け取引（BtoC 取引）、金融、保険、賃貸、人材派遣、コンサルティング等は対象外です。</p> <p>◆登録お申込の流れ【下記 2～3まで、概ね 2 週間程度の期間をいただいている】</p> <p>①下記フォームより登録をお申し込み下さい。 https://jgoodtech.smrj.go.jp/system/corporations/register/</p> <p>②中小機構にて審査を実施し、審査後、メールにて「採択通知」を送付します。</p> <p>③あわせて、中小機構から「ジェグテック」のアカウント登録に関するご連絡をメールにて送付します。</p> |
| お問い合わせ先 | (独)中小企業基盤整備機構 中国本部 支援推進課 TEL : 082-502-6311 |

9 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）

参考

ハンズオン支援事業（テストマーケティング）

| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市場・新分野において単独での販路開拓が困難であるが、テストマーケティングの活動を主体的に行う意思及び事業化が可能な体制を持つ中小企業・小規模事業者 <p><想定要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産財メーカー等、B to B、B to Cのビジネスモデルであること ・自社開発の商品（製品・技術・サービス）であること、類似品と比べて差別性があり、本格的な市場投入の前段階にあること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|-----------------|-------------------|---------------|------|---|--|--|-------|-------------------|------------------|--------------------|-------|---------------|--------------|---------------|
| 支援内容 | <p>各業界に精通したアドバイザーが新市場・新分野への進出に向けたテストマーケティングを支援します。</p> <p>ハンズオン支援事業（テストマーケティング）には、次の3つのメニューがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>M-A(ブラッシュアップ支援)</th><th>M-B(テストマーケティング支援)</th><th>M-C型(フォローアップ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援概要</td><td>アドバイザーとターゲット市場などを検討し、マーケティング企画を練り上げ、プレゼン資料を作成します。</td><td>アドバイザーと指定市場のユーザー等を訪問し、デモ等を通じて商品・提供方法・提案方法等の課題を明らかにします。</td><td>テストマーケティング実施後の課題(営業力強化や商品企画力強化など)にアドバイザーと取り組みます。</td></tr> <tr> <td>期間の目安</td><td>月2回×4か月 (8日以内)</td><td>5か月程度 (15回以内)</td><td>月2回×5か月 (10日以内)</td></tr> <tr> <td>受益負担額</td><td>17,500円(税込)/日</td><td>5,300円(税込)/回</td><td>17,500円(税込)/日</td></tr> </tbody> </table> | | | | M-A(ブラッシュアップ支援) | M-B(テストマーケティング支援) | M-C型(フォローアップ) | 支援概要 | アドバイザーとターゲット市場などを検討し、マーケティング企画を練り上げ、プレゼン資料を作成します。 | アドバイザーと指定市場のユーザー等を訪問し、デモ等を通じて商品・提供方法・提案方法等の課題を明らかにします。 | テストマーケティング実施後の課題(営業力強化や商品企画力強化など)にアドバイザーと取り組みます。 | 期間の目安 | 月2回×4か月 (8日以内) | 5か月程度 (15回以内) | 月2回×5か月 (10日以内) | 受益負担額 | 17,500円(税込)/日 | 5,300円(税込)/回 | 17,500円(税込)/日 |
| | M-A(ブラッシュアップ支援) | M-B(テストマーケティング支援) | M-C型(フォローアップ) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援概要 | アドバイザーとターゲット市場などを検討し、マーケティング企画を練り上げ、プレゼン資料を作成します。 | アドバイザーと指定市場のユーザー等を訪問し、デモ等を通じて商品・提供方法・提案方法等の課題を明らかにします。 | テストマーケティング実施後の課題(営業力強化や商品企画力強化など)にアドバイザーと取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期間の目安 | 月2回×4か月 (8日以内) | 5か月程度 (15回以内) | 月2回×5か月 (10日以内) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受益負担額 | 17,500円(税込)/日 | 5,300円(税込)/回 | 17,500円(税込)/日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | <p>※本事業は取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。 ※ご相談内容により、その他支援施策をご提案する場合もございます。 詳しくは、ホームページをご覧ください。</p> <p>【参考①】中小機構のハンズオン支援事業とは（活用事例付き動画） https://youtu.be/iisyGICb1Ng?si=2EwinL8ShqQSpByS</p> <p>【参考②】中小機構ハンズオン支援事業紹介ページ https://www.smr.j.go.jp/sme/enhancement/hands-on/01.html</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | <p>(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL : 082-502-6555</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

10 IT 経営サポートセンター

参考

IT 経営サポートセンター

| | |
|---------|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">・自社のIT利活用に関する課題が明確でなく、課題を整理・見える化したい中小企業・小規模事業者。・自社のIT利活用に関する課題が明確であり、IT利活用・導入について個別・具体的な相談がしたい中小企業・小規模事業者。 |
| 支援内容 | <p>●概要</p> <ul style="list-style-type: none">・IT化のお悩みを気軽に相談できる<u>オンライン面談サービス</u>です。・実務経験豊富なITの専門家が、中小企業の皆さまのIT化による経営課題の解決に向けて、実践的なアドバイスを行います。・具体的な課題が分からぬ場合でも、ITの専門家と話すことで、お悩みや問題点を整理することができます。 <p>※以下の相談はお受けできませんのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助金・助成金等の申請支援・PCやネットワークのトラブル解決や導入・特定のソフトウェア製品の操作方法やITサービスの詳細仕様などに関する質問・特定のソフトウェア製品やITサービスの良否の判断、推奨・ITベンダーの斡旋 <p>●相談形式</p> <p>費用：<u>無料</u></p> <p>時間：1回 60分</p> <p>利用回数：<u>複数回ご利用可能</u>です。</p> <p>運用：<u>オンライン</u></p> <p>その他：当サービスは、<u>事前予約制</u>となります。</p> <p>詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://it-sodan.smrj.go.jp/index.html ((独) 中小企業基盤整備機構)</p> |
| お問い合わせ先 | (独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL : 082-502-6555 |

11 カーボンニュートラル支援

参 考

カーボンニュートラル支援

| | |
|---------|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">・取引先からカーボンニュートラル（以下、CN）に向けた取組を要請されている。・今後要請されることが見込まれる中小企業・小規模事業者。・CNを進めるための課題や取組を整理したい中小企業・小規模事業者。 |
| 支援内容 | <p>①カーボンニュートラル相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none">・CN・脱炭素に関する相談について、経験豊富な専門家がアドバイスを実施しています。・相談形式は以下のとおりです。 費用：無料 時間：1回 60分 利用回数：複数回ご利用可能です。 運用：対面または<u>オンライン (Zoom・Microsoft Teams)</u> 申込：お申込みはパソコン、スマホから以下のWEBページよりお申込みください。 https://www.smr.j.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html・相談例 CO2排出量はどのように算出するのか。 CO2排出量を減らすためには何をするべきか。 CNを経営にどう活かしたらいいのか。 <p>②カーボンニュートラル診断</p> <ul style="list-style-type: none">・CO2排出量の算定や削減に向けた課題抽出を支援するため、最大3回まで・無料で専門家を派遣します。 ・ご利用の際は、下段の「お問い合わせ先」へご連絡ください。 |
| お問い合わせ先 | (独)中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL：082-502-6555 |

12 イノベーション人材等育成事業補助金

参考

イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）

| | |
|-----------|--|
| 対象者 | 新分野・新事業への展開や競争力強化に取り組む県内に本社又は本店を置く中小・中堅企業 |
| 支援内容 | <p>県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材を育成し、企業の新分野・新事業展開や競争力強化を促進するため、国内外の大学・企業等に社員を派遣する中小・中堅企業の取組に対して助成します。</p> <p>◆補助率等 一般枠：3分の2以内 デジタル枠人材育成枠※：4分の3以内</p> |
| 【研修区分】 | |
| 長期滞在型 | <p>補助限度額：年間 400 万円／人 補助率：一般枠：2／3、デジタル人材育成枠：3／4</p> <p>次のいずれかに該当する派遣先での滞在による研修 <input type="radio"/> 学位取得のための大学院派遣(12か月以上) <input type="radio"/> 知識・技術習得のための大学・企業等派遣(12か月以上)</p> |
| 長期通い型 | <p>補助限度額：年間 200 万円／人 補助率：一般枠：2／3、デジタル人材育成枠：3／4</p> <p>次のいずれかに該当する派遣元からの通いによる研修 <input type="radio"/> 学位取得のための大学院派遣(12か月以上) <input type="radio"/> 知識・技術習得のための大学・企業等派遣(12か月(延べ300時間)以上)</p> |
| その他 | <p>補助限度額：年間 100 万円／人 補助率：一般枠：2／3、デジタル人材育成枠：3／4</p> |
| 一般 | 15日(延べ75時間)以上の知識・技術習得のための企業等派遣研修(経営系研修を除く) |
| デジタル人材育成枠 | デジタル技術やデータ活用の知識・技術を取得のための企業等派遣研修 |

※デジタル技術やデータ活用の知識・技術を取得のための研修

◆対象経費

入学料、受講料、旅費（研修等派遣中の社員人件費、代替社員の賃金等）
 ※国外の場合、上記に加え渡航料、保険料等

◆特徴

学費だけでなく、遠方の大学の場合は、交通費や住居費も助成対象

◆HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/inno-koubo.html>



◆活用事例

| MBA習得による新規事業展開 | 高度な技術の応用 | 新しい観点からの製品開発 |
|---|--|---|
| 高度なマネジメント知識とともに、経営革新や新規事業論などを習得し、新規事業展開にまい進 | 高度な印刷技術を習得し、その技術を応用し次世代太陽光電池製造装置の開発に着手 | 最先端のマイクアップとスキンケアの理論と技術を習得し、今までにない化粧筆を開発 |

| | |
|---------|---|
| お問い合わせ先 | 広島県商工労働局 産業人材課 未来人材育成グループ TEL : 082-513-3420 |
|---------|---|

13 広島県未来チャレンジ資金

参考

広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金）

| | |
|---------|---|
| 対象者 | 国内外の大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者で、県内企業等に既に就業している又は将来就業しようとする個人 |
| 支援内容 | <p>大学院等の専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者に対して、修学のために必要な資金を貸し付けます。</p> <p>◆貸付限度額 国内 120 万円以内／年・人 国外 240 万円以内／年・人</p> <p>◆対象経費 入学会員料、授業料、住居費（通学のために転居した場合に限る）</p> <p>◆返還の免除 修了後、県内企業等に8年以上就業した場合は全額返還免除</p> <p>◆特徴 修了後9年以内のうち8年間以上広島県内企業等に勤務で全額返済免除</p> <p>◆条件 40歳未満（社会人経験2年以上）</p> <p>◆HP https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/challenge-koubo.html</p> <p>◆活用事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>在学中に新たな ビジネスモデルを考案し起業！</p><p>財務会計やビジネスモデル作成等を学び、在学中に完全個室フィットネスジムを起業。日本最大のフィットネス用スマートミラーを開発し、現在15店舗運営中。</p><p>県立広島大学大学院 経営管理研究科修了（修士）</p></div><div style="text-align: center;"><p>高度な技術・知識を習得し 新技術を開発！</p><p>次世代エネルギーである、リチウムイオン電池に関する知識を学び、充放電に関する世界初の研究成果を残し、学会受賞。</p><p>広島大学大学院 総合科学研究院修了（博士）</p></div></div> |
| お問い合わせ先 | 広島県商工労働局 産業人材課 未来人材育成グループ TEL : 082-513-3420 |

◆経営革新計画作成にあたっての相談窓口

参考

次のような支援センターや相談窓口がありますので、是非ご利用ください。

| | |
|-----|---|
| 窓 口 | <p>○(公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター (広島県よろず支援拠点) 対象者：創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方 等</p> <p>中小企業の経営全般に詳しいコーディネーター（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関、地域中小企業支援センター等の中小企業支援機関とも連携し、中小企業者の方が抱える売上拡大、経営改善等の様々な経営課題について、相談対応し解決策を提案します。必要に応じ、専門家派遣、情報の提供等の支援も実施しています。</p> <p>○地域中小企業支援センター 対象者：様々な経営課題を抱える中小企業者の方 等</p> <p>中小企業者の身近な支援拠点として、コーディネーターによる窓口相談、創業セミナーの開催等を実施しています。</p> <p>○中小企業・ベンチャー総合支援センター中国 (独)中小企業基盤整備機構 中国本部) 対象者：中小・ベンチャー企業で株式公開や特許取得、直接金融による資金調達等、高度な経営課題の解決に取り組む方</p> <p>専門家相談窓口、専門家派遣事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。</p> <p>○その他の機関 P33~34 参照</p> |
|-----|---|

◆経営革新計画作成にあたって有益な制度

参考

| | |
|-----|--|
| 研 修 | <p>中小企業大学校広島校 ((独) 中小企業基盤整備機構中国本部) では、中小企業の経営者及び後継者、管理者等を対象として、分野別に「企業経営・経営戦略」、「組織マネジメント」、「人事・組織」、「財務管理」、「営業・マーケティング」、「生産管理」などの研修を行っています。</p> <p>詳しくは、中小企業大学校広島校ホームページをご覧ください。 (https://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/index.html)</p> |
|-----|--|

お問い合わせ先一覧

1 中小企業等支援センター

| 機 関 名 | 郵便番号 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|---|----------|--------------------------------|--------------|
| (公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター (広島県よろず支援拠点) | 730-0052 | 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 1階 | 082-240-7706 |
| 広島市中小企業支援センター | 733-0834 | 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル内 | 082-278-8032 |
| 呉地域中小企業支援センター | 737-0045 | 呉市本通4-7-1 呉商工会議所内 | 0823-21-0151 |
| 尾道地域中小企業支援センター | 722-0035 | 尾道市土堂2-10-3 尾道商工会議所内 | 0848-22-2165 |
| 福山地域中小企業支援センター | 720-0067 | 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル2階 | 084-973-6355 |
| 三次地域中小企業支援センター | 728-0021 | 三次市三次町1843-1 三次商工会議所内 | 0824-62-3125 |
| 東広島地域中小企業支援センター | 739-0025 | 東広島市西条中央7-23-35 東広島商工会議所内 | 082-420-0303 |
| (独)中小企業基盤整備機構中国本部 企業支援課 | 730-0013 | 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3F | 082-502-6555 |

2 市の機関

| 機 関 名 | 郵便番号 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-----------------|----------|--------------------------------|--------------|
| (公財)広島市産業振興センター | 733-0834 | 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル内 | 082-278-8032 |
| (公財)くれ産業振興センター | 737-0004 | 呉市阿賀南2-10-1 県立西部工業技術センター内 | 0823-76-3766 |

3 国の機関

| 担 当 | 郵便番号 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|-------------------|----------|------------------------------|--------------|
| 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 | 100-8912 | 東京都千代田区霞が関1-3-1 | 03-3501-1763 |
| 中国経済産業局 産業部 経営支援課 | 730-8531 | 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎2号館) | 082-224-5658 |

4 その他

| 機 関 名 | 担 当 |
|---------------|--------|
| 最寄りの商工会議所・商工会 | 経営相談窓口 |

※主な商工会議所・商工会は以下のとおり

| 機 開 名 | 電話番号 | 機 開 名 | 電話番号 |
|---------|--------------|-----------------|--------------|
| 広島商工会議所 | 082-222-6610 | 三次商工会議所 | 0824-62-3125 |
| 呉商工会議所 | 0823-21-0151 | 庄原商工会議所 | 0824-72-2121 |
| 竹原商工会議所 | 0846-22-2424 | 大竹商工会議所 | 0827-52-3105 |
| 三原商工会議所 | 0848-62-6155 | 東広島商工会議所 | 082-420-0301 |
| 尾道商工会議所 | 0848-22-2165 | 廿日市商工会議所 | 0829-20-0021 |
| 因島商工会議所 | 0845-22-2211 | 広島県商工会連合会 | 082-247-0221 |
| 福山商工会議所 | 084-921-2345 | 広島県商工会連合会(東部支所) | 084-960-3107 |
| 府中商工会議所 | 0847-45-8200 | | |

支援機関の連絡先

1 広島県

| 支援策 | 担当課 | 住所 | 電話番号(ダイヤルイン) |
|----------------------|------------------|---------------------------|--------------|
| 県費預託融資 | 経営革新課 金融企画グループ | 〒730-8511 広島市中区基町10-52 | 082-513-3321 |
| 高度化融資 | 経営革新課 貸付管理グループ | | 082-513-3323 |
| 新事業分野開拓事業者 者の認定制度 | 中小企業支援課 支援推進グループ | | 082-513-3355 |

2 政府系金融機関

| 金融機関名 | 支店名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|-------------|----------|----------------|--------------|
| (株)日本政策金融公庫 | 広島支店 国民生活事業 | 730-0031 | 広島市中区紙屋町1-2-22 | 0570-077861 |
| | 呉支店 国民生活事業 | 737-0045 | 呉市本通4-7-1-201 | 0570-080581 |
| | 尾道支店 国民生活事業 | 722-0036 | 尾道市東御所町1-20 | 0570-079509 |
| | 福山支店 国民生活事業 | 720-0066 | 福山市三之丸町1-7 | 0570-079765 |
| | 広島支店 中小企業事業 | 730-0031 | 広島市中区紙屋町1-2-22 | 082-247-9151 |

3 民間金融機関等

| 支援策 | 金融機関名 |
|------|--|
| 預託融資 | 広島銀行、みみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行 山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 りそな銀行 広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫 広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀 朝銀西信用組合、笠岡信用組合、商工組合中央金庫 |

4 広島県信用保証協会

| 支援策 | 担当部局 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|------|---------|----------|--------------|--------------|
| 信用保証 | 本所(保証部) | 730-8691 | 広島市中区上幟町3-27 | 082-228-5501 |
| | 呉支所 | 737-0045 | 呉市本通4-7-1 | 0823-21-9281 |
| | 福山支所 | 720-0065 | 福山市東桜町1-21 | 084-923-4893 |
| | 備北支所 | 728-0021 | 三次市三次町1843-1 | 0824-62-3917 |

5 大阪中小企業投資育成株

| 支援策 | 担当部局 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|-------|-------|----------|--------------------------------|--------------|
| 投資・育成 | 業務第3部 | 530-6128 | 大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル28階 | 06-6459-1700 |

6 (公財)食品等持続的供給推進機構

| 支援策 | 担当部局 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|------|------|----------|----------------------------|--------------|
| 債務保証 | 業務部 | 101-0032 | 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階 | 03-5809-2176 |

申 請 書 様 式 は

広島県ホームページからダウンロードが可能です。
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

「トップページ」→「組織でさがす」→「商工労働局」→
「経営革新課」→「関連情報 申請・手続」→
「経営革新支援事業の概要（経営革新計画について）」

申請書記載要領

申請者は、次の要領及び別表下段の記載要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表4及び別表5については、参加する特定事業者毎に記載すること。

様式1の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合においては、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記載すること。なお、代表会社が複数ある場合には、連名にて記載すること。

○別表1（原則1枚でまとめ、詳細は別表3で説明する。）

- ・計画の目標は、ポイントをわかりやすく記載すること。
- ・従業員数には事業主、役員、臨時労働者、派遣労働者は含めない。（別表4と異なる）
- ・付加価値額の算出は次による。（下記○別表4を参照し、決算書から転記）
付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
・給与支給総額の算出は次による。（下記○別表4を参照し、決算書から転記）
給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当（福利厚生費・退職金等含まない）
・付加価値額、給与支給総額の伸び率の計算方法は次による。
A：申請直近期末値
B：計画終了年度末値
伸び率 (%) = $(B - A) \div |A| \times 100$
(絶対値)
- ・計画期間は、特定事業者の事業年度に合致し計画すること。

○別表2

- ・別表1の経営革新の目標を達成するための実施計画について、申請者が実施項目を設定し、記載すること。
- ・申請時には、実績（実施状況、効果、対策）欄は記載不要。

○別表3

- ・別表2の実施項目に沿って、具体的な計画内容を記載すること。

○別表4

| | |
|--------|--|
| ⑧人件費 | ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）及び一般管理費に含まれる役員給与・従業員給与・賞与・福利厚生費・退職金等 ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用 |
| ⑨設備投資額 | ・別表5の設備投資計画の年度毎の合計額 |
| ⑩運転資金額 | ・別表5の運転資金計画の年度毎の合計額 |
| ⑪減価償却費 | ・売上原価及び一般管理費に含まれる減価償却費、繰延資産償却、リース・レンタル費用（損金算入されるもの） |
| ⑫従業員数 | ・付加価値額の定義と整合性のとれるものとすること。 ・役員、派遣・短時間労働者等を含む。（勤務時間によって人数を調整すること。例）勤務時間が1日8時間で従業員1人と換算する。） |
| ⑬資金調達額 | ・実現が見込まれるもので、設備投資額と運転資金の合計と一致させること。 |

○別表5

- ・経営革新に関する事業を行うために、導入する機械装置等を適正な価格で記載すること。
- ・特定事業者の会計年度の始期の属する暦年を導入年度とすること。
- ・経営革新に関する事業を行うために、必要な運転資金を内訳も記載すること。

○別表6

- ・支援機関への連絡希望については、政府系金融機関の場合には、支店名を記載すること。
- ・公表については、報道機関への記者発表、県ホームページ等への公表を含む。

[備考]

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 申請書は、別表毎に別用紙とし、片面に記載する。

記載事例
【4年計画】

様式第1

経営革新計画に係る承認申請書

申請日を記載

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

・株式会社、有限会社は
法人登記上の住所を記載

・個人事業主は、住民票の住所を記載

住 所 郵便番号 730-8511
広島市中区基町10番52号

名 称 株式会社 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名を記載

電話 082-513-3370
E-mail syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

経営革新計画

産業分類の中分類を記載

(別表 1)

| 申請者名 | | 企業概要 | |
|---|---------------|--|------------------------|
| 株式会社○ ○ ○ ○ | | 資本金 50,000 千円 | 従業員数 110 人 |
| | | 設立年月日 昭和 23 年 12 月 23 日 | 業種 金属製品製造業 |
| | | 担当者職氏名 総務部 □□□□ | 電話番号 082-513-3370 |
| 新事業活動の類型 | | 承認書の送付先の住所 ※申「新たな取り組みに至った経緯」、「取り組み内容及び特徴」、「期待する効果」、「経営上の目標」等、計画のポイントを記載 | |
| 計画の対象となる類型全てに○をつける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動 | | 経営革新の目標 (計) テーマ：IoT を活用した生産活動最適化及び生産性の向上 当社の生産ラインでは、これまで多くの改善を行ってきたが、今後もさらなる品質向上と生産性向上が重要課題となっている。熟練技術だけでは対応できない部分を最先端設備で補完したうえで、IoT 化により、複数の設備を制御し効率的な運用を可能とする。また、設備の稼働状況と製品に関するデータをリアルタイムに集約・可視化し現場対応に役立てることにより、生産活動の最適化と生産性向上を図り、さらに多種多様な精密加工に対応するため、新規分野などへ新規販路拡大を図る | |
| 計画期間は企業の事業年度(会計年度)と合致 | | 計画期間 | 5 年 4 月～ 9 年 3 月 (4 年) |
| | | 研究開発期間 | 年 月～ 年 月 (年) |
| | | 事業期間 | 5 年 4 月～ 9 年 3 月 (4 年) |
| 経営革新の実施に係る内容 | | | |
| 1. 当社の現状と経営課題 当社は、74 年間、金属精密加工に携わっており、カーや鉄道△△メーカー等から、精密部品の受注生産を行っている。当社の強みは、どのような形状にでも対応できる加工精度と短納期対応であるが、顧客からの要望は多品種において増産要望も多いため、現行の設備と生産体制では限界の状況であり、また、切り替え作業など人の介在する手作業で蓄積されたデータを手作業で集計・加工・情報提示ため多大な労力を要している点が課題となっている。 | | | |
| 2. 経営革新の具体的な内容 (既存事業との相違点、経営戦略) 1.当社の現状と経営課題、2.経営革新の具体的な内容(既存事業の相違点、経営戦略における位置付け等)を記載 | | | |
| 本計画により、最新設備を導入するとともに、設計から検査までの情報を IoT によって連携させ、生産ラインの効率的運用と自動運転を可能とする。さらに、生産ラインのデータを収集し見える化するために可視化ツールを採用。リアルタイムにだれでもすぐに見ることができる環境を整えて、生産ラインの状況を適切なタイミングで把握し、迅速かつ適確な現場対応を可能とする。 | | | |
| こうした体制を整えることにより、生産活動の最適化と生産の効率化につながり、従来よりも高精度かつ短納期で対応できることから、新たに〇〇分野へ新規取引先の開拓を行う。 | | | |
| 実施体制 (大学、公設試、企業など連携先がある場合は記載する。) | | | |
| 基 準 指 標 | 現 状 (円) | 計画終了時の目標伸び率 (%) | |
| 1 付加価値額 | 623,824,213 円 | 37.1% | |
| 2 一人あたりの付加価値額 | 5,425,465 円 | 26.1% | |
| 3 給与支給総額 | 436,208,2 | 目標伸び率は、小数点以下第二位を四捨五入 14.2% | |

別表1は、原則一枚に収めてください

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない）

(別表 2)

| 番号 | 計画 | | | | 実績 | | | | | |
|--|----------------------------|--|------|---|--|----|----|--|--|--|
| | 実施項目 | 評価基準 | 評価頻度 | 実施時期 | 実施状況 | 効果 | 対策 | | | |
| 1 | IoT生産管理・見える化システムと設備導入の導入検討 | | | | | | | | | |
| 1-1 | 社内検討委員会の設置 | ロードマップ進捗度 | 毎月 | 1-2 | | | | | | |
| 1-2 | IoT生産管理・見える化システムの導入検討 | 仕様書性能評価 | 1回 | 1-3 | 実績の管理 ※申請時には、記載不要 | | | | | |
| 1-3 | 最先端設備の導入検討 | 機能評価 | 1回 | 1-4 | | | | | | |
| 2 | IoT生産管理・見える化システムと最先端設備の導入 | | | | | | | | | |
| 2-1 | ロボット・検査装置の導入 | 稼働率作業時間 | 毎週 | 2-1 | | | | | | |
| 2-2 | IoT生産管理・見える化システムの導入 | 作業時間付加価値額 | 隔週 | 2-1 | | | | | | |
| 3 | 導入設備の分析と検証及び工場間連携の検討 | | | | | | | | | |
| 3-1 | 導入設備の稼働率、投資効果の分析と検証 | 生産性 | 毎月 | 2-2 | | | | | | |
| 3-2 | 工場間連携に向けた検討 | 全体最適 | 四半期 | 3-1 | | | | | | |
| 4 | 新規取引先の開拓 | 新規取引先の売上 | 毎月 | 3-4 | 実施項目をいつ開始するのか4半期単位で記載 1-1は1年目第1四半期に開始、 3-4は3年目第4四半期に開始 | | | | | |
| 番号は実施項目を関連づけて記載すること。 | | 定量化した基準を設定する。 定量化が難しい場合、定性的な基準でも可 | | 記載すること。 1-1-1、1-1-2というように実施項目を関連づけて記載すること。 | | | | | | |
| ・番号1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように実施項目を関連づけて記載すること。 | | 自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を記載 | | な基準でも可とする。 毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載 | | | | | | |
| ・実施項目 具体的な実施内容を記載する。 | | 自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を記載 | | な基準でも可とする。 毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載 | | | | | | |
| ・評価基準 定量化できるものは定量化し | | な基準でも可とする。 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |
| ・評価頻度 自社で計画の進捗状況を評 | | 毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |
| ・実施時期 実施項目を開始する時期を4半期単位で記載。1-1は初年第1四半期に開始、3-4は3年目第四四半期開始を示す。 | | 自社で実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |
| ・実施状況 ◎計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。△実行したが不十分。×ほとんど実行できなかった。 | | 自社で実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |
| ・効果 ◎効果が十分あがった。○ほぼ予定の効果が得られた。△効果が少しあった。×ほとんど効果がなかった。 | | 自社で実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |
| ・対策 自社で実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。 | | 自社で実施状況と効果を評価した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。 | | な基準でも可とする。 | | | | | | |

実施計画の具体的な内容

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

(別表3)

具体的な経営革新プランをまとめて、
別表2の実施番号に合わせて記載

参加特定事業者名 株式会社

(別表2の実施番号と合わせて記入すること。)

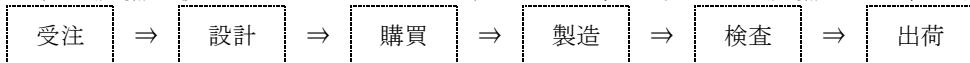
1 IoT生産管理・見える化システムと設備導入の導入検討

1-1 社内検討委員会の設置

- ・プロジェクトメンバーを選定し、検討会議や進捗会議を定期的に開催する。
- ・生産活動最適化へのロードマップを作成し、全従業員に周知し、取組への理解を促す。

1-2 IoT生産管理・見える化システムの導入検討

- ・現状課題の洗い出し、生産活動の最適化に必要となる現場データの検討と仕様の精査を行う。
- ・工程ごとの段階的なデータ連携と従業員教育の計画を策定する。
- ・システムメーカー（複数社）と協議し、費用対効果を踏まえた導入システムを選定する。
- ・現状の汎用設備に後付けとなるセンサー等を選定し、工場内の全設備のIoT化を図る。

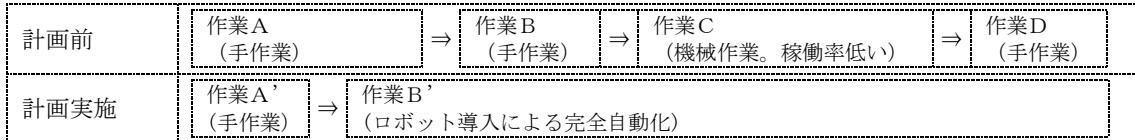


IoT 生産管理・見える化システム導入対象

図表1 当社の現在の主な生産工程とIoT化システム導入対象

1-3 最先端設備の導入検討

- ・製造工程と検査工程における、手作業等による稼働率の低い作業を洗い出し、問題点を分析する。
- ・ロボットと検査設備を導入し、IoTによる全体最適化と生産性向上を進めるための仕様を精査する。
- ・ロボット化が可能な作業を精査し、ロボット対応可能な製品を主要取引先と協議し、ロボットの選定を行う。
- ・検査の自動化が可能な検査装置を機械メーカー（複数社）と協議し、装置の選定を行う。



図表2 製造工程における計画前と計画後の作業内容

導入する設備の内容と設備の必要性を
具体的に記載(図表で表現しても良い)

2 IoT生産管理・見える化システムと最先端設備の導入

2-1 ロボット・検査装置の導入

(1) ロボットの導入による生産性向上と従業員の多能工化

- ・既存ラインへロボットの導入により、手作業の機械化を図り、工程全体の稼働率を15%以上に増加させる。
- ・ロボットの操作研修を全従業員に実施し、多能工化への転換を図る。

(2) 検査装置の導入と検査作業の標準化

- ・検査装置の導入による作業の省力化と自動化を図り、検査数を現状の1.5倍に増やす。
- ・検査マニュアルを作成し、検査装置の操作研修を全従業員に実施し、作業の標準化を図る

導入予定の
ロボット
(写真)

導入予定の
検査装置
(写真)

現在の状況と新しい活動
の違いを具体的に記載
(図表で表現しても良い)

図表3 導入予定の最先端設備

2-2 IoT生産管理・見える化システムの導入

- ・生産ラインに合わせた現場データの連携を構築。製造・検査工程から実施し、半年間を目安に段階的に全生産管理行程へ拡張する。

| 工程 | 受注 | 設計 | 購買 | 製造 | 検査 | 出荷 |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| STEP1 | | | | | → | |
| STEP2 | | | | | → | |
| STEP3 | | | | | → | |

図表4 工程毎のIoTシステム導入移行

- ・現在の汎用機械の設備にセンサーを取り付け、最先端設備を含めて全機械の製造・検査工程における稼働状況を自動で集計する。
- ・手作業のデータ集計加工から、リアルタイムでだれでも見ることができるように可視化する。
- ・作業進捗の見える化により、ボトルネック作業の削減と工程間の作業時間のバランスを矯正し、作業時間の標準化を行い、生産効率の良い生産計画の策定に取り組む。
- ・システム運用と活用について全従業員に対して研修を実施する。IoTシステム導入による全工程の作業方法の変更に対する理解を得る。

3 導入設備の分析と検証及び工場間連携の検討

3-1 導入設備の稼働率、投資効果の分析と検証

- ・生産効率分析、削減された工程を分析し、計画値に対する進捗状況を検証する。

現状と計画による経営上の効果を定量的な指標で比較

| 想定される効果 | | 計画前 | 4年後 | 効果 |
|----------------|-----------|--------------|--------------|--------------------|
| IoTシステム導入による効果 | データ集計の作業量 | 月 20 時間 | 月 0.5 時間 | 月 19.5 時間減(△97.5%) |
| | 付加価値労働生産性 | 年 100,000 千円 | 年 200,000 千円 | 年 100,000 千円増 |
| 最先端設備導入による効果 | 製造工程の稼働率 | 80% | 98% | 18%増 |
| | 検査工程の検査数 | 4,000 個/日 | 6,000 個/日 | 1.5 倍増 |

図表5 工程毎のIoTシステム導入移行

- ・分析結果をもとに、生産管理システムと見える化システムの連携状況、並びに導入設備の問題点を検証し、改善を行う。

3-2 工場間連携に向けた検討

- ・生産ラインだけでなく九州地方と東海地方の工場間連携に向けた検討を行う。

計画期間終了頃の想定を記載

4 新規取引先の開拓

- ・営業部門を増強し、〇〇分野専任の担当者を配置する。即戦力が求められるため、営業経験者を1名採用する。
- ・〇〇分野の売上は、4年後に年間2,500千円を達成する。



その他の記載事項として・・・

- ・経営計画及び資金計画（別表4）の算出根拠
- ・人材育成の取組み
- ・販路開拓の取組み

などを計画内に盛り込むことも計画の実行性を高める上で有効です。

(実施計画が書ききれない場合は、複数の用紙に記載すること。)

経営計画及び資金計画

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

(別表4)

直近2期間の決算書から記載(原則として、会社設立後1年を経過し、決算書が作成されている場合は、1期分のみを記載)

定事業者名 株式会社 ○ ○ ○

(単位:千円)

| | 1年前 (5年3月期) | 直近期末 (6年3月期) | 1年後 (7年3月期) | 2年後 (8年3月期) | 3年後 (9年3月期) | 4年後 (10年3月期) | 5年後 (年月期) |
|-----------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------------------------|
| ①売上高 | 2,570,009 | 2,412,047 | 2,412,000 | 2,500,000 | 3,000,000 | 3,500,000 | |
| ②売上原価 | 1,924,208 | 1,837,606 | 1,864,000 | 1,932,000 | 2,300,000 | 2,600,000 | |
| ③売上総利益 (①-②) | 645,801 | 574,441 | 548,000 | 568,000 | 700,000 | 900,000 | |
| ④販売費及び 一般管理費 | 518,730 | 504,371 | 504,000 | 520,000 | 600,000 | 700,000 | |
| ⑤営業利益 | 127,071 | 70,070 | 44,000 | 48,000 | 100,000 | 200,000 | |
| ⑥経常利益 | 129,718 | 69,567 | 45,800 | 49,000 | 105,000 | 210,000 | |
| ⑦給与支給総額 | 459,882 | 436,208 | 434,000 | 455,000 | 474,000 | 498,000 | |
| ⑧人件費 | 533,506 | 504,870 | 505,000 | 527,000 | 549,000 | 576,000 | |
| ⑨設備投資額 | — | — | 0 | 185,000 | 10,000 | 0 | |
| ⑩運転資金 | — | — | 0 | 900 | 900 | 1,050 | |
| ⑪減価償却費 | 58,497 | 48,884 | 75,000 | 69,000 | 78,250 | | |
| うち特別償却額 | | | | | | | 特別償却費が②又は ④に計上されている 場合のみ記載 |
| ⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪) | 719,074 | 623,824 | 624,000 | 644,000 | 727,250 | 855,250 | |
| ⑬従業員数 | 115 | 115 | 115 | 120 | 125 | 125 | |
| ⑭一人あたりの付 加価値額(⑫÷⑬) | 6,253 | 5,425 | 5,426 | 5,367 | 5,818 | 6,842 | |
| 県費預託融資 | | | 0 | 0 | 10,000 | 0 | |
| 政府系金融 機関借入 | | | 0 | 185,900 | 0 | 0 | |
| 自己資金 | — | — | 0 | 0 | 900 | 1,050 | |
| その他 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑮資金調達額合計 (⑨+⑩) | — | — | 0 | 185,900 | 10,900 | 1,050 | |

(注) 1 事業期間は、可能な限り4年以上とすること。

2 網掛部分⑨+⑩と⑮のそれぞれの額が計画年度ごとに一致すること。

3 ⑤営業利益、⑥経常利益は決算書上の数値を記入すること。

4 ⑦給与支給総額は、労務費、役員報酬、給与手当、賞与、雑給を含み、法定福利費、福利厚生費、退職金（引当金含む）は含まない。

5 ⑧人件費は、労務費、法定福利費、福利厚生費、退職金（引当金含む）、役員報酬、給与手当、賞与、雑給を含む。

6 ⑪減価償却費は、繰延資産償却、リース・レンタル費用を含む。

7 ⑬従業員数は、役員、派遣・短時間労働者を含む。（勤務時間によって人数を調整すること）

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

(別表 5)

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

(単位：円)

| | 機械装置名称(導入年度) | 単価 | 数量 | 合計金額 |
|----|--|-------------|--|-------------|
| 1 | ロボット (型式、メーカー) (6年度) | 160,000,000 | 1台 | 160,000,000 |
| 2 | 生産管理・見える化システム (メーカー) (6年度) | 25,000,000 | 1式 | 25,000,000 |
| 3 | 検査装置 (型式、メーカー) (7年度) | 10,000,000 | 1台 | 10,000,000 |
| 4 | 計画を実施するために必要な設備であ り、資産計上できる設備（土地も可） のみを適正価格で記載 | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | 導入年度は御社の会計年度を記載（会計年度の始期の属する暦年を年度とします） 例：令和4年12月始期 → 令和4年度 令和5年1月始期 → 令和5年度 | | ・該当する事業年度の、別表4の⑨「設備投資額」と対応す る「導入年度」の合計が一致すること ・税込金額で記載すること | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| | 合計 | | | 195,000,000 |

(記載要領)

- ・別表4の⑨「設備投資額」の内容を記載すること。
- ・機械装置については、メーカー、商品名、型番等を記載すること。
- ・設備投資計画が書ききれない場合は、複数の用紙に記載すること。
- ・申請事業者の会計年度の始期の属する暦年を導入年度とすること。

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位：円)

| 年 度 | 金 領 | 内 訳 |
|-----|---|-------------------|
| 6年度 | 900,000 | 設備保守料 300,000×3か月 |
| 7年度 | 900,000 | 設備保守料 300,000×3か月 |
| 8年度 | 1,050,000 | 設備保守料 350,000×3か月 |
| | ・該当する事業年度の、別表4の⑩「運転資金」と対応す る「導入年度」の合計が一致すること ・税込金額で記載すること | |

(記載要領) 別表4の⑩「運転資金」の内容を記載すること。

(別表6)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：千円)

| 試験研究の名称 | | 年度 | 賦課基準 | 負担金の合計 及びその積算根拠 | 構成員別の付加金額 及びその積算根拠 |
|---------|----------|-----|------|---|--|
| 1 | ○○商品研究開発 | ○年度 | 生産数量 | A～C 社計○○千円 (○円×○台) | A社○○千円 (○円×○台) B社○○千円 (○円×○台) C社○○千円 (○円×○台) |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | 組合で申請する場合に記載。 個別の特定事業者やグループで申請する場合は不要。 | |
| 5 | | | | | |

(記載要領) 賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

・試験研究の名称

(例) ○○技術に関する研究開発

研究内容が分かるように記入してください。なお、該当しない場合は本表の記入は不要です。

・年度

研究開発を行う事業年度を記入してください。

・賦課基準

(例) 生産数量（金額）、従業員数、出資金 等
具体的に記入してください。

・負担金の合計及びその積算根拠

(例) A～C 社計○○千円 (○千円×○台)

負担金の合計とその積算根拠を具体的に記入してください。

・構成員別の賦課金額及びその積算根拠

(例) A社○○千円 (○千円×○台)、B社○○千円 (○千円×○台)、C社○○千円 (○千円×○台)
具体的な内容を記入してください。

希望する支援策

希望する支援策の番号に○を記載

「経営革新計画」が承認された場合、希望する支援策に○をしてください。

- | | |
|---|--------------------|
| 1 県費預託融資制度(事業活動支援資金) | 2 信用保証協会による信用保証の特例 |
| 3 政府系金融機関による低利融資制度 | 4 高度化融資制度 |
| 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証 | |
| 6 中小企業投資育成株式会社法の特例 | |
| 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置 | |
| 8 その他の支援(小規模事業者持続化補助金、広島県よろず支援拠点・専門家によるチーム型支援、中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業、中小企業成長プラン策定支援事業、ものづくり補助金、事業承継・M&A補助金) | |

関係機関への連絡希望について

送付希望有の場合は、機関の支店名等を記載

送付希望の有無に○を記載

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記載すること。

| 承認書類の送付を希望する機関名 (支援策) | 送付の希望の有・無 |
|---|-----------|
| 広島県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例) | ○ 有・無 |
| 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業 (中小企業新事業活動促進資金・特例海外債務保証) | ○ 有・無 |
| 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業 (中小企業新事業活動促進資金) | 有・○無 |
| 公益財団法人食品等持続的供給推進機構 (食品等持続的供給推進機構による債務保証) | 有・○無 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社法の特例) | 有・○無 |
| 商工会議所 (小規模事業者持続化補助金) | 有・○無 |
| 広島県商工会連合会 (小規模事業者持続化補助金) | ○ 有・無 |
| 公益財団法人ひろしま産業振興機構 (広島県よろず支援拠点、専門家によるチーム型支援、中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業、中小企業成長プラン策定支援事業) | 有・○無 |
| 広島県中小企業団体中央会 (ものづくり補助金) | 有・○無 |

※連絡希望先のうち、上記金融機関、商工会議所、広島県商工会連合会については支店名、名称を記載すること。

支援を受けた商工会名を記載

内容について公表を「可」とし、
ホームページをお持ちの場合、URLを記載

承認計画の公表

「経営革新計画」が承認された場合、内容を公表してよいでしょうか。

内容について公表（ 可 · 否）

ホームページ（URL） <https://www.abcde.jp>

※公表を希望すると、『企業名・住所・設立年・資本金・従業員数・業種・別表1記載の
経営革新計画のテーマ（URLを記載した場合はこれを含む）』が、県ホームページに
掲載・新聞社等へ情報提供されます。

県の施策情報の配信を希望される場合、
メールアドレスを記載

県の施策情報

「経営革新計画」が承認された場合、「広島県商工労働局メールマガジン」及び
「ひろしま産振構からの知つ得情報」の配信を希望されますか。

「広島県商工労働局メールマガジン」を希望（ する · しない）
「ひろしま産振構からの知つ得情報」を希望（ する · しない）

メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

※「広島県商工労働局メールマガジン」では、企業の皆様に興味を持って読んでいただけるような
県や関係団体の施策情報（イベント・セミナーの開催、補助金の公募等）を選んで掲載します。
配信は月2回程度を予定しています。

※「ひろしま産振構からの知つ得情報」では、産学官連携、研究・技術開発等に関する公募イベント
・講演会・助成金等のご案内など役立つ情報を掲載します。
配信は週1回程度を予定しています。

【海外展開に伴う資金調達支援を受ける場合の別表5の記載方法】

外国関係法人等と共同で行う経営革新計画の場合、親企業である国内の特定事業者による申請（外国関係法人等との共同申請とはしない）となるので、外国関係法人等の別表4、5については作成の必要はない。

ただし、日本公庫の特例等、海外資金調達の支援策があるため、外国関係法人等の現地での設備投資、運転資金を別表5にカッコ書きで記載すること。また、海外支店も支援対象となるため、運転資金に係るカッコ書きの記載は外国関係法人等の場合は外数、海外支店の場合は内数の金額を記載すること。

(例)

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 円)

| | 機 械 装 置 名 称 (導 入 年 度) | 单 価 | 数 量 | 合 計 金 額 |
|---|-----------------------|-------------|-----|-------------|
| 1 | ○○○○○○○ (令和〇〇年度) | 10,000,000 | 1 | 10,000,000 |
| 2 | [×××× (令和〇〇年度)] | [5,000,000] | [1] | [5,000,000] |
| 3 | | | | |

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位：円)

| 年 度 | 金 頓 | 内 訳 |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| 令和〇〇年度 | 2,500,000 [1,000,000] | ○○料 ○○円×〇か月 [××円××か月] |
| 令和〇〇年度 | 4,000,000 [2,000,000] | ○○料 ○○円×〇か月 [××円××か月] |
| | | |

【計画期間が6～8年の場合（研究開発期間含む）の別表4の2の記載方法】

経営計画及び資金計画（計画期間6～8年）

(別表4の2)

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

(単位：千円)

| | 1年前 (5年3月期) | 直近期末 (6年3月期) | 1年後 (7年3月期) | 2年後 (8年3月期) | 3年後 (9年3月期) | 4年後 (10年3月期) | 5年後 (11年3月期) | 6年後 (12年3月期) | 7年後 (13年3月期) | |
|---------------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| ①売上高 | 2,570,009 | 2,412,047 | 2,412,000 | 2,500,000 | 3,000,000 | 3,500,000 | 3,850,000 | 4,235,000 | 4,658,500 | |
| ②売上原価 | 1,924,208 | 1,837,606 | 1,864,000 | 1,932,000 | 2,300,000 | 2,600,000 | 2,849,000 | 3,133,900 | 3,400,705 | |
| ③売上総利益 (①-②) | 645,801 | 574,441 | 548,000 | 568,000 | 700,000 | 900,000 | 1,001,000 | 1,101,100 | 1,257,795 | |
| ④販売費及び 一般管理費 | 518,730 | 504,371 | 504,000 | 520,000 | 600,000 | 700,000 | 770,000 | 847,000 | 931,700 | |
| ⑤営業利益 | 127,071 | 70,070 | 44,000 | 48,000 | 100,000 | 200,000 | 231,000 | 254,100 | 326,095 | |
| ⑥経常利益 | 129,718 | 69,567 | 45,800 | 49,000 | 105,000 | 210,000 | 241,000 | 264,100 | 327,100 | |
| ⑦給与支給 総額 | 459,882 | 436,208 | 434,000 | 455,000 | 474,000 | 498,000 | 546,912 | 601,344 | 654,912 | |
| ⑧人件費 | 533,506 | 504,870 | 505,000 | 527,000 | 549,000 | 576,000 | 633,000 | 696,000 | 758,000 | |
| ⑨設備投資額 | — | — | 0 | 185,000 | 0 | 10,000 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑩運転資金 | — | — | 0 | 900 | 900 | 900 | 900 | 1,050 | 0 | |
| ⑪減価償却費 | 58,497 | 48,884 | 75,000 | 69,000 | 78,250 | 79,250 | 79,250 | 79,250 | 79,250 | |
| うち特別償 却額 | | | | | | | | | | |
| ⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪) | 719,074 | 623,824 | 624,000 | 644,000 | 727,250 | 855,250 | 943,250 | 1,029,350 | 1,163,345 | |
| ⑬従業員数 | 115 | 115 | 115 | 120 | 125 | 125 | 125 | 128 | 128 | |
| ⑭一人あたり の付加価値額 (⑫÷⑬) | 6,253 | 5,425 | 5,426 | 5,367 | 5,818 | 6,842 | 7,546 | 8,042 | 9,089 | |
| 県費預託融 資 | — | — | 0 | 0 | 900 | 10,900 | 0 | 0 | 0 | |
| 政府系金融 機関借入 | — | — | 0 | 185,900 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 自己資金 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 900 | 1,050 | 0 | |
| その他 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑮資金調達額 合計 (⑨+⑩) | — | — | 0 | 185,900 | 900 | 10,900 | 900 | 1,050 | 0 | |

記載事例

【事業報告（営業報告書）】

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

事業報告（営業報告書）

1 会社の概況（最近期末時点）

（1）事業の内容

主要取扱品目、主要取引先（販売先、仕入先、外注先、金融機関）

『1会社の概況』については、
既存の会社案内・パンフレット等の提出
にかえられます。
内容を確認の上、記載してください。

（2）株主、役員の状況

（3）本社・営業所・工場

各所在地、面積、従業員数、売上高、主要設備など

（4）関連会社

親会社、子会社、グループ会社など

（5）沿革

（6）その他

特許等取得状況など

2 営業成績の推移等の状況（過去2期の推移）

業界動向、売上高・損益の増減の状況及び理由など

3 財産の推移等の状況（過去2期の推移）

設備投資内容と資金調達方法、資産処分状況など

4 その他重要な事項

記載事例
【変更承認申請書】

様式第2

経営革新計画の変更に係る承認申請書

令和〇年〇月〇日

広 島 県 知 事 様

・株式会社、有限会社は
法人登記上の住所を記載

・個人事業主は、住民票の住所を記載

住 所 郵便番号 730-8511
広島市中区基町10番52号

名 称 株式会社 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

電話 082-513-3370
E-mail syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

経営革新計画の承認日を記載



令和〇年〇月〇日付けで承認を受けた経営革新計画について別紙のとおり変更したいの
で、中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき変更承認を申請します。

変更事項の具体的な内容

(別表 8)

| 変更事項 | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・革新計画の目標の追加・計画期間の延長・付加価値額及び伸び率・経常利益及び伸び率（令和3年1月までの承認企業が対象）・給与支給総額及び伸び率（令和3年2月以降の承認企業が対象）・設備投資計画 | |
| 変更事項の内容及び理由 | |
| <p>当初の計画であった〇〇商品の開発において、市場のニーズ調査の結果、試験中の〇〇商品だけでは、一部に充分でない顧客層がいることが判明したため、より処理能力の高い上位の機種にあたる△△商品の開発までを計画として追加する必要が出てきた。</p> <p>そのため、目標に△△商品の開発を追加し、その開発に係るための計画期間の延長と延長後の付加価値額及び伸び率を変更する。</p> <p>また、開発に係るために必要となる設備があり、当初の設備投資計画が増額となるため、計画を変更する。なお、その調達先については、当初の融資先の〇〇公庫と調整済みである。</p> | |
| 変更前 | 変更後 |
| <ul style="list-style-type: none">・経営革新の目標 〇〇商品の開発・実施計画及び具体的内容 当初申請書のとおり・計画期間 令和6年2月～令和9年1月（3年計画）・目標付加価値額 818,000千円 目標伸び率 31.1%・目標給与支給総額 190,000千円 目標伸び率 185.4%・設備投資計画 11,255千円・調達先 〇〇公庫〇〇支店 | <ul style="list-style-type: none">・経営革新の目標の追加 〇〇商品及び△△商品の開発・実施計画及び具体的内容 別紙当初申請書の訂正のとおり (別紙2、3)・計画期間 令和6年2月～令和11年1月（5年計画）・目標付加価値額 860,000千円 目標伸び率 37.9%・目標給与支給総額 210,000千円 目標伸び率 215.5%・設備投資計画 18,577千円・調達先 〇〇公庫〇〇支店 |

記載事例
【変更届出書】

様式第3

経営革新計画の変更に係る届出書

令和〇年〇月〇日

広 島 県 知 事 様

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・変更後の内容を記載・株式会社、有限会社は法人登記上の住所を記載・個人事業主は、住民票の住所を記載 | <p>住 所 郵便番号 720-0031 福山市三吉町1-1-1</p> <p>名 称 株式会社 ○ ○ ○ ○</p> <p>代表者の氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>電話 084-921-1311 E-mail syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp</p> |
|--|--|

経営革新計画の承認日を記載



令和〇年〇月〇日付で承認を受けた経営革新計画について別紙のとおり変更したので、広島県経営革新計画承認事務処理要綱第8の規定に基づき届出します。

変更事項の具体的内容

(別表 8)

| 変更事項 | |
|--|---|
| 変更事項の内容及び理由 | |
| 変更前 | 変更後 |
| <p>有限会社 ○○工業</p> <p>郵便番号 730-8511 住 所 広島市中区基町 10 番 52 号</p> <p>電話 082-513-3328</p> | <p>株式会社 ○○工業</p> <p>郵便番号 720-0031 住 所 福山市三吉町 1-1-1</p> <p>電話 084-921-1311</p> |

(申請要件のチェックシート)

- 特定事業者に該当しますか
 - 登記上の本店(個人事業主の場合は住民票の住所)が広島県内にありますか(当県に申請の場合)
 - 決算書が1期分以上ありますか
 - 取り組む計画は、定款に含まれる事業ですか
 - 計画は、他法令上の許認可等を必要としませんか
 - 計画は、公序良俗に反していませんか
 - 計画内容は、事業活動の向上に大きく資するものであり、次の新たな取組みに該当しますか
 - ・新商品の開発又は生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ・役務の新たな提供の方式の導入
 - ・技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ・その他の新たな事業活動
 - 付加価値額の目標伸び率は、基準を上回っていますか
 - 給与支給総額の目標伸び率は、基準を上回っていますか
 - 計画達成に対する資金計画に無理はないですか
 - 申請書、添付書類は揃っていますか
- 株式会社、有限会社等の法人の場合
法人登記事項証明書の写し、定款の写し、最近2期間の事業報告(営業報告書)、最近2期間の決算書
- 個人事業主の場合
最近2期間の税務申告書、住民票の写し、最近2期間の事業報告(営業報告書)